

## VMLT 会員規約

株式会社エム・エル・ティー（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する動物検査サービス（以下「本サービス」といいます。）を会員においてご利用いただくにあたり、Veterinarians and MLT 会（以下「VMLT 会」といいます。）を設置し、VMLT 会の会員に適用される VMLT 会員規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

### 第 1 章 会員登録

#### 第 1 条（会員）

- 1 会員とは、本規約附則第 1 条所定の施行日現在 VMLT 会員であった者（以下「施行日会員」といいます。）及び同日後に本規約に同意した上で当社所定の手続きにより会員登録を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。
- 2 会員登録申込み日（施行日会員については施行日）を含む月から起算して 12 ヶ月間を会員期間とします。それ以降は、会員または当社のどちらかが解約の通知をしない時は、会員更新月を含む 12 ヶ月間が新たな会員期間として自動更新され、以降も同様に会員期間が自動更新されるものとします。
- 3 会員は、会員登録に際して、会員登録申込みの際に当社が要求する事項につき真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。  
当社は、提供された情報が虚偽または不正確である場合には、会員登録を拒否することができ、会員登録後に提供された情報が虚偽または不正確であることが判明した場合には、遡って会員資格を喪失させることができますものとします。
- 4 会員は、理由の如何を問わず、その会員資格を第三者に譲渡することはできません。本規約に基づくサービスは会員のみを提供されるものであり、会員は自己以外の第三者のために本規約に基づくサービスを受け、または、第三者に本規約に基づくサービスを受けさせることはできません。

#### 第 2 条（規約の適用）

本規約は、当社と会員との間での、当社が提供する本サービスに関連する一切の事項について適用されるものとします。

#### 第 3 条（年会費）

- 1 会員は、当社に対し、当社が別途定める年会費を支払うものとします。
- 2 年会費の支払方法については、当社が別途指定する方法によるものとします。なお年会費の支払いにかかる手数料等は、会員の負担とします。
- 3 当社は、理由の如何を問わず、支払い済みの年会費を返還しません。
- 4 年会費の対象期間は、登録申込み月から翌年の申込み月の前月末までとし、次年度以降

も同様とします。年会費は、各年の対象期間の翌月（申込み月の翌月）に一括で納入するものとします。

#### 第 4 条（登録情報の変更等）

- 1 会員は、会員登録の際に提供した登録情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の手続きにより登録情報を変更する手続きをとるものとします。
- 2 当社は、会員に対する連絡または通知を、会員の登録された連絡先に発信するものとし、会員が連絡先を変更したために当該連絡または通知を受け取ることができなかつたとしても、一切の責任を負いません。また、当該連絡先への発信により、会員に通常到達すべきときに当該連絡または通知が到達したものとみなします。

#### 第 5 条（案内、告知等）

会員は、当社が、本サービスに関する案内、システムメンテナンスに関する告知、その他当社が提供することを決定した情報を E メール等の手段により会員に対して配信することをあらかじめ了承するものとします。

### 第 1 章の 2 WEB 会員

#### 第 6 条（WEB 登録）

- 1 会員は、当社所定の手続きにより、WEB 登録を行うことができます。
- 2 WEB 登録を行った会員（以下「WEB 会員」といいます。）は、当社サイト（エム・エル・ティーWEB 検査システム、以下「WEB 検査システム」といいます。）の利用に関する諸規定に同意する必要がある、WEB 会員登録を行った時点で、これら諸規定の内容に同意したものとみなします。
- 3 当社は、前項所定の手続に則って WEB 会員登録を行った WEB 会員に対し、「WEB 検査システム」上に WEB 会員ごとの専用ページを提供します。

#### 第 7 条（アカウント）

- 1 当社は、前条第 2 項所定の手続に則って WEB 会員登録を行った WEB 会員に対し、WEB サービスを利用するために必要な ID およびパスワード（以下「アカウント」といいます。）を付与します。
- 2 WEB 会員は、自らの責任においてアカウントを使用し、管理する責任を負うものとします。
- 3 WEB 会員は、アカウントを第三者に利用させ、貸与し、または譲渡することはできません。
- 4 WEB 会員は、アカウントの盗難、第三者によるアカウントの不正使用等があった場合、直ちに当社にその旨を届け出るとともに、対応につき当社の指示に従うものとします。

- 5 WEB 会員は、定期的にパスワードを変更する義務を負い、その義務を怠ったことにより会員または第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、WEB 会員のアカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により会員または第三者に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。
- 7 WEB 会員は、自己または第三者のアカウントを不正に使用したことにより当社または第三者に損害が生じた場合、WEB 会員にて当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第8条 (サービスの中断、停止)

- 1 当社は、以下の場合には、WEB 会員への事前の通知または承諾なく、「WEB 検査システム」のサービス内容の全部または一部を中断または停止する場合があります。
  - (1) 「WEB 検査システム」の定期保守、更新及び緊急事態が発生した場合
  - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態が発生した場合
  - (3) その他、当社が「WEB 検査システム」を中断または停止せざるを得ないと合理的に判断した場合
- 2 当社は、前項各号に規定する事由により、「WEB 検査システム」のサービスの中断または停止をしたことに起因して会員に生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。

#### 第9条 (当社の責任)

- 1 当社は、WEB 会員が「WEB 検査システム」を利用したことで会員に損害が発生した場合でも、一切責任を負わないものとします。
- 2 当社は、WEB 会員が「WEB 検査システム」を利用する際に、WEB 会員が使用するいかなる機器、ソフトウェア等について、その動作保証をしないものとします。
- 3 当社は、「WEB 検査システム」に提供されるサイトにリンク表示がある場合でも、リンク先である他サイトの内容について何らの保証も行わず、一切責任を負いません。

## 第2章 本サービスの利用

#### 第10条 (個別契約の成立)

- 1 当社は、当社に対する検査依頼書の送付をもって、会員からの検査依頼書記載内容の検査の委託申込みがあったものとし、検査依頼書の到達日後3営業日(到達日を含みません。)以内に当社から検査をお断りする旨の連絡がないことを条件として、検査依頼書の到達時に動物検査委託に係る個別契約が成立したものとします。
- 2 WEB 会員は、前項に規定する方法のほか、「WEB 検査システム」を利用して検査の委託申込みを行うことができます。この場合、「WEB 検査システム」に入力された内容の検査の委託申込みがあったものとし、当社が検査委託に係る情報を記録した「WEB 検査システム」上の電磁的記録にアクセス可能となった日の後3営業日(アクセス可能となった日は含みません。)以内に当社から検査をお断りする旨の連絡がないことを条件とし

て、当社が「WEB 検査システム」上の電磁的記録にアクセス可能となった時点において動物検査委託に係る個別契約が成立したものとします。

#### 第11条 (検査項目)

当社が会員に提供する検査の項目は、前条第1項所定の検査依頼書に記載された検査となります。当該検査に関する利用条件及び要領については、その都度当社が発行し、前条第1項所定の検査依頼書の送付時に当社が適用する「検査案内」記載のとおりとします。

#### 第12条 (検査料金等)

- 1 検査料金は、当社が別途定める料金(会員料金)によるものとします。なお、検査料金は当社の都合により変更することがあります。
- 2 検査料金の支払方法については、当社が別途指定する方法によるものとします。なお検査料金の支払いにかかる手数料等は、会員の負担とします。

#### 第13条 (検体の送付)

- 1 会員には、検査依頼書の送付とあわせて、検査に使用する検体をお送りいただきます。「WEB 検査システム」を利用するWEB 会員は、「WEB 検査システム」に入力後、すぐに検査に使用する検体をお送りいただきます。
- 2 検体の送付にあたって、「検査案内」において検査項目ごとに当社が指定する検査材料、検体容量及び送付方法に従ってご送付ください。
- 3 会員は、当社による集荷サービスまたは当社提供の後納郵便封筒をご利用いただけます。ただし、当社による集荷サービスは、地域によりご利用いただけない場合があります。詳細は、「検査案内」記載のとおりです。
- 4 当社後納郵便封筒以外の方法による送付の場合、それに要する費用は会員の負担とします。
- 5 当社は、事由の如何にかかわらず、検体の送付に起因して生じた検体の破損・紛失等に関して一切の責任を負いません。

#### 第14条 (検査資材の提供)

- 1 当社は、会員に対し、「検査案内」記載の検査資材を提供します。
- 2 会員には、検体の送付にあたって、当社が提供する検査資材を使用していただきます。

#### 第15条 (外部委託)

当社は、会員から受託した検査を自ら実施するほか、検査の全部または一部を第三者に実施させること(以下「外部委託」といいます。)ができます。ただし、当社は、当該外部委託先に対して、当社が本規約に基づき負担する義務と同等の義務を負担させるものとします。

#### 第16条（進捗状況の確認）

WEB会員は、「WEB検査システム」を利用して、検査の進捗状況を確認できるほか、当社は、希望するWEB会員に対して、Eメールによる進捗状況の連絡を行います。

#### 第17条（検査結果の報告）

- 1 当社は、会員が検査依頼書において定めた方法に従い、FAX または郵便にて会員に対して検査結果報告書を送付します。当社が発行する検査結果報告書は、原則として一検査に対して一部のみとします。会員からご要望を受けた場合に限り、上記発行日より、病理検査については5年、臨床検査については2年、健康検査については3ヶ月以内に限り再発行します。なお、再発行の場合、発行手数料、送付料その他の費用をご負担いただくことがあります。
- 2 検査結果の報告方法につき指定がない場合には、FAXにて検査結果報告書を送付します。
- 3 WEB会員は、「WEB検査システム」上で検査の進捗状況を随時確認できるほか、検査結果報告書を閲覧・印刷することができます。また、病理検査については5年、臨床検査については2年、健康検査については3ヶ月以内の間、過去の検査履歴の検索・閲覧を行うこともできます。

#### 第18条（検体の保管）

- 1 当社は、送付を受けた検体（血清・血漿・全血・糞便・鼻汁・その他の生体材料・ホルマリン固定臓器）について、検査結果報告書を送付後当社が別途「検査案内」に定める期間保管します。
- 2 当社は、保管期間を過ぎた検体を処分します。当社は、検体の処分に関して一切責任を負いません。

#### 第19条（中途解約）

- 1 当社は、当社による検査開始時点または第三者に対する検査委託開始時点のいずれか早い時点まで、会員による個別契約の解約を受け付けます。
- 2 当社の検査開始後ないしは第三者への検査委託開始後の解約には応じかねます。この場合、会員には検査料金全額を負担していただきます。

#### 第20条（免責）

- 1 会員が検査結果報告書を利用することにより生じた損害については、事由の如何にかかわらず、次項に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、検査方法に重大な誤りもしくは検査結果報告の内容に重大な誤りがあり、当該誤りについて当社に故意または重大な過失が認められる場合には、

当社は、会員と協議のうえ、以下のいずれかにより対応するものとし、これを当社の責任の限度とします。ただし、検査実施日における標準的な技術的知見に基づいて予見困難な事項に関する誤りは、本条本文所定の誤りには含まれません。

- (1) 当社の費用負担のもとで当該検査をやり直すこと
  - (2) 会員から支払われた検査料金を限度として、会員が被った損害を賠償すること
- 3 前項所定の当社による対応期間は、当社が検査結果報告書を会員に送付した日から1年以内とします。
- 4 当社は、事由の如何にかかわらず、検査に起因して生ずべき通常損害以外の損害（特別損害、間接損害等を含みますが、これらに限られません。）の賠償責任を負いません。

#### 第21条（当社の権利）

検査を実施することに伴い生じた有体物（パラフィンブロックを含むが、これに限られない。）及び無体物（検査データを含むが、これに限られない。）に関する権利は、すべて当社に帰属します。

#### 第22条（著作権等）

- 1 検査結果報告書その他当社が検査を実施したことに伴い生じた成果物（以下「当社成果物」といいます。）は、全て当社の著作物です。当社成果物について、会員による加除修正等、当社成果物の表現の信頼性を損なうおそれのある一切の行為を禁止します。
- 2 会員は、検査に係る動物の診察目的の範囲内において、当社成果物を複写し、当社成果物（複写物を含みます。）を第三者に開示・提供することができます。ただし、上記診察の目的の範囲を超えて、当社成果物を利用する場合（例として、他の書籍物等への掲載、学会発表等を含みますが、これらに限られません。）には、あらかじめ当社の書面による了解を得る必要があります。

#### 第23条（情報利用）

- 1 当社は、当社の行う事業のために、以下に記載する利用目的（これに付随関連する目的を含みます。）の範囲内において、当社が検査に伴い知り得た一切の情報及び当社が会員の同意を得て知った一切の情報を利用できるものとします。
  - (1) 当社の提供する検査サービスの紹介
  - (2) 学術情報その他当社の事業に関連する情報の提供・収集・検討
  - (3) 当社の事業に関連する調査・研究の実施、発表
  - (4) 法令その他の法規範に基づく届出・報告
- 2 前項に定めるほか、当社は、当社ホームページにより公表しているプライバシー・ポリシーに基づいて、当社の行う各事業のために、検査に伴い取得した個人情報を利用することができます。

### 第3章 会員資格の喪失

#### 第24条（退会）

会員は、当社所定の手続きにより、いつでも退会することができるものとします。

#### 第25条（会員資格の停止及び除名）

当社は、会員に以下の事由があった場合、会員に何らの事前の通知または催告をすることなく、会員資格を停止し、または除名することができるものとします。

- （1）会員登録、WEB会員登録に際して虚偽情報を提供した場合
- （2）本規約のいずれかに違反した場合
- （3）当社所定の年会費、検査料金等の支払いを怠った場合
- （4）当社に損害を与え、または損害をあたえるおそれのある場合
- （5）公序良俗に反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合
- （6）暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる反社会的勢力である場合
- （7）その他、当社が会員資格の停止または除名を適当と判断した場合

### 第4章 雑則

#### 第26条（本規約の変更）

当社は、本規約を会員の事前の通知、承諾なく変更することがあり、当社から会員へ変更後の新規約を通知した後に、会員から検査依頼があった場合または会員継続の意思が示された場合には、会員は新規約を承認したものとします。

#### 第27条（管轄）

本規約に基づきもしくは本規約に関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、当社と会員とが誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

#### 【附則】

#### 第1条

本規約は平成26年5月1日から施行します。